

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書 「資本フロア：標準的手法に基づく枠組みのデザイン」 の概要

2015年1月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。バーゼル委へのコメントを検討される際は、必ず市中協議文書(原文)に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

背景

(現行のバーゼル合意)

- 銀行が内部モデル手法に移行する際に所要自己資本額が急激に減少することを防ぐため、バーゼル I に基づく所要自己資本に一定の掛け目(95%~80%)を乗じた水準が、所要自己資本額の下限(フロア)として設定されている(バーゼル II の導入に伴う移行措置)。

(問題点)

- 現在、内部モデル手法には、バーゼル I ではなく、標準的手法から移行することが一般的。バーゼル I に係るシステムの保有を義務付けることは、合理的ではない。
- バーゼル I を導入せずにバーゼル II・III を導入している国がある。
- バーゼル 2.5 やバーゼル III によって追加的な資本賦課が導入されているが、現行のフロアはそれらを捕捉していない。
- 現在、バーゼル委は標準的手法の見直しを行っているが、現行のフロアはこうした重要な進展を反映していない。

概要①

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、2014年12月22日、資本フロアの見直しに関する市中協議文書を公表(コメント期限:2015年3月27日)。
- 本市中協議において、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼル I から標準的手法に変更することを提案。
 - バーゼル委は、各銀行によるリスクアセット計測のばらつきを減少させるための方策を検討しており、その一環として、資本フロアの見直しが位置付けられている。
 - バーゼル委は、リスク捕捉の適切性向上や比較可能性の確保等の観点から、各標準的手法の見直し作業を別途進めている。これまでに、カウンターパーティ信用リスクに係る最終規則文書(2014年3月)、オペレーショナルリスクに係る市中協議文書(2014年10月)、マーケット・リスクに係る市中協議文書(2014年12月)、信用リスクに係る市中協議文書(2014年12月)を公表。

概要②

- 今回の市中協議は、規制のデザインに関するもの。
- 今回の市中協議では、規制の水準（資本フロアの掛け目）は提示されていない。水準に関する検討は、以下の作業を踏まえつつ検討されることになっている。
 - 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナルリスクに係る標準的手法の見直し作業
 - 資本規制の簡素さ・比較可能性・リスク感応度のバランス
 - 定量的影響度調査（QIS）の結果
- バーゼル委は、規制の水準及び導入措置を含め、2015年末頃を目処に最終化する予定。

資本フロアの目的

1. 内部モデル手法による所要自己資本額が、健全な (prudent) 水準を下回らないことを確保
2. 内部モデルのモデル・リスク(不正確なモデル設定、測定誤差、データ制約、構造的変化等に起因)を軽減
3. 銀行が資本効率を最大化させるために、過度に楽観的な内部モデルを利用しようとするインセンティブに対処
4. 内部モデル手法と標準的手法のリスクアセットの比較可能性を向上
5. 銀行及び監督当局の実務の差異から生じるモデルベースのリスクアセットのばらつきを抑制

資本フロアとレバレッジ比率の比較

【資本フロアが対処する課題】

- 内部モデル手法採用行のリスクアセットの過度なばらつき
- 内部モデルの利用により、リスクが著しく低く計測されているアセットの増加
- 標準的手法採用行と内部モデル手法採用行の不公平

【レバレッジ比率が対処する課題】

- (標準的手法及び内部モデル手法双方において)リスクが過少に評価されているアセットの増加
- 低リスクアセットから生じ得る想定外の大きな損失
- リスクベースの資本規制に対する市場の不信感

資本フロアのデザイン①

1. 資本フロアの適用レベル

- 案1: リスクカテゴリー(信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナルリスク)毎に適用
 - 信用リスクについては、エクスポージャーの類型毎に適用する案も提示
- 案2: リスクアセットの総計に対して適用

2. 引当金の調整方法

- 案1: 自己資本比率の分子(資本)で調整
- 案2: 自己資本比率の分母(リスクアセット)で調整

(参考)内部モデル手法と標準的手法では、引当金の取扱いに差異が存在。

内部モデル手法	引当金の過不足は資本で調整。(引当金が期待損失を上回っていれば、信用リスクアセット額の0.6%を上限に、差額をTier2として算入可能。引当金が期待損失を下回っていれば、差額をCET1から控除。)
標準的手法	一般貸倒引当金は、リスクアセット額の1.25%までTier2に算入可能。

資本フロアのデザイン②

3. 標準的手法の選択

- バーゼル合意上、以下のケースのように標準的手法が複数存在する場合は、銀行が活動する国・地域において適用されている標準的手法を利用
 - 2つ以上の標準的手法が存在する(例: 現行のオペレーショナルリスク)。
 - 各国裁量が認められている。
 - 監督当局の承認の下で、特定の手法の採用が認められている(例: 信用リスク削減手法の一部)。

4. 開示

- フロアによる自己資本比率への影響を開示する。
 - 第3の柱(市場規律)の見直しの一環として、別途検討予定。